# SMBCグループにおけるデータ利活用と情報銀行への取組み

2018年10月12日



データマネジメント部

LEAD THE VALUE

- 1. SMBCグループにおけるデータ利活用の状況
- 2. 情報銀行に対するSMBCの考え方
- 3. 情報銀行にかかる実証事業の受託 「情報信託機能を用いた個人起点での医療データ利活用」
- 4. 情報銀行の普及・展開へ向けた取組み
- 5. SMBCが目指す情報銀行の姿

## ■ 1. SMBCグループにおけるデータ利活用の状況

カテゴリ		概要	
1	SMBCグループ内 のデータ利活用	<ul> <li>▼ーケティング分析・顧客向けサービスの向上を目的としたデータ分析・利活用</li> <li>✓ 【顧客理解】顧客データを分析し、顧客理解を高度化</li> <li>✓ 【マーケティング】顧客理解に基づき、ダイレクトメール等対象顧客の選定を高度化すると共に、顧客起点での適切な組織・協働体制を検討</li> <li>✓ 【与信】顧客理解の高度化を、より適切な与信判断に繋げる</li> <li>● データ分析を効果的・効率的に行う為、AIツールを導入すると共にSMFGがグループ各社のデータ分析業務を支援</li> </ul>	
2	異業種連携による データ利活用	<ul><li>ヤフーとの業務提携・合弁会社設立による、データ分析・利活用高度化 (合弁会社への業務委託、安全の為顧客が特定できないように加工して授受)</li><li>セブン&amp;アイ・データラボに参加し、新ビジネスの創出を検討(統計データを授受)</li></ul>	
3	データ利活用に かかる新事業	● <b>情報銀行</b> による、個人起点でのパーソナルデータ利活用の実現 図 <b>詳細は次頁以降</b>	
【参考】	データ提供 (二次利用)	<ul> <li>● データの提供については、法令等の要件・制約事項や、顧客反応等を考慮の上で、方向性を検討</li> <li>データの分類 流通にかかる要件 方向性</li> <li>個人データ 個人の理解と同意 ✓ 対価やメリット無しに同意を得るのは難しくハードルが高い</li> <li>匿名加工データ 居名加工、</li></ul>	

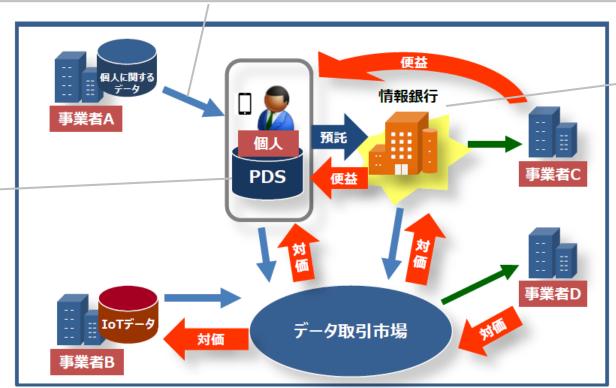
#### ■ 2-1. 情報銀行に対するSMBCの考え方(一般論)

- ●情報銀行は、個人との契約に基づき、個人の為にパーソナルデータの管理や運用を行う事業。
- 情報銀行の普及・成功の鍵は、「個人がデータを預ける際の不安やコストを上回る便益・サービスを提供できるか」。
- ●中でも、医療・介護・ヘルスケア分野は、データ利活用の結果が、個人の健康増進や健康寿命の延伸に繋がることが期待され、便益が直接的で分かり易いこともあり、特に注目されている分野。

【データポータビリティ権】 個人がデータ管理者(事業者)に提供した自らのデータを、一般的に用いられる機械判読可能な電子的フォーマットで当該データ管理者から受け取る、又は、別の者(事業者)に移管する権利。

#### 【PDSの意義】

他者が管理している ものを含め本人に由 来(起源)する データを自らの意思 で本人もしくは指定 する者に集約し、第 者(他の事業 者)へのデータの指 供について自らが個 別に判断・制御 (自己情報コント ロール)



# 【個人側から見た情報銀行の意義】

自らが示した一定の範囲内で第三者(他の事業者)へデータ提供するよう信頼できる者に委託することで、自ら個別に判断する必要なく、データ活用の便益を享受

#### ■ 2-2. 情報銀行に対するSMBCの考え方

● SMBCは、パーソナルデータを安心・安全に預り・運用する機能の提供が、これからの金融機関に求められている 新たな社会的使命と考え、情報銀行の事業化に取り組んでいる。

# パーソナルデータ にかかる社会課題

 Society5.0の実現へ向けて、データの利活用が求められているが、 パーソナルデータが使われることへの「不安」や、利益や便益が還 元されないことへの「不満」が課題となっている。

# 情報銀行による課題解決

これに対し、データポータビリティにもとづく情報銀行が提唱されているが、情報銀行が「個人(ユーザー)の代理人」の役割を果たすことによって、これらの課題が解決されると考えている。

# 情報銀行の 担い手

そこで、「安心してパーソナルデータを預けられる」という観点において、SMBCグループが永年培ってきた社会的信用が求められているとの認識の下、情報銀行実現へ向けた検討を進める方向。

#### 3-1. 情報銀行にかかる実証事業の受託(経緯)

#### 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会

【主催・期間】総務省・経済産業省、2017年11月~2018年5月 【目的】情報信託機能を担う者に求められる要件や認定の運用スキーム等認定制度の在り方について検討を行う

#### 「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」公表

【公表】2018年5月11~31日 パブコメ募集、6月12日公表 【概要】情報銀行にかかる認定の仕組みを、有効に機能させるために重要となる「認定基準」や「モデル約款」を纏めたもの

#### 平成30年度予算 情報信託機能活用促進事業に係る提案の公募

【募集期間】2018年5月15日~6月14日 【概要】情報信託機能等のモデルケースになるとともに、情報信託機能等を社会実装するために解決すべき課題の整理に資する事業

SMBCが中心となり「情報信託機能を用いた個人起点での医療データ利活用実証事業」を提案

#### ■ 3-2. 情報銀行にかかる実証事業の受託(事業内容)

- SMBCと日本総研は、阪大病院と共に、情報銀行にかかる実証事業を受託し、事業化へ向けた実証を開始。
- ポイントは、① **医療データを個人に返す**ことにより、② **個人の意思に基づく医療データの共有**を可能とし医療 サービスの質と効率性を向上させること、③ **個人が自らの意思でデータを利活用**し便益を得ること。

#### 情報信託機能を用いた個人起点での医療データ利活用実証事業

提案者	(株)三井住友銀行、(株)日本総合研究所
対象分野	①情報信託機能を活用した事業 【ヘルスケア】
実施地域	大阪府他
事業概要	<ul> <li>▶ 情報銀行が要配慮個人情報である医療データを取扱う際の、法務面・システム面・ユーザー面(利便性や意識)・ビジネスモデル面等についての要件を整理。</li> <li>▶ 様々な医療機関等から提供される医療データを、デジタル化して取り込み、安心・安全に管理できるPDS機能の提供</li> <li>▶ PDSに統合・蓄積された個人の医療データを、データ利活用事業者に提供することで、個人に便益を提供するモデルの検討</li> </ul>

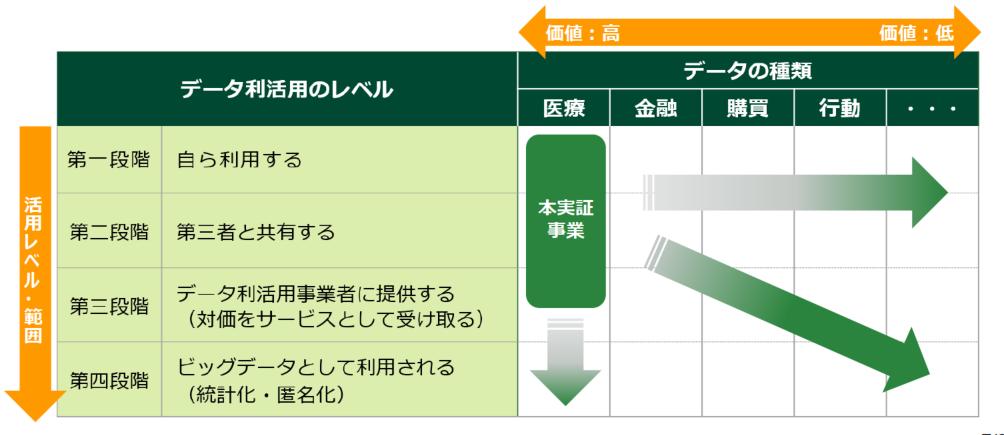


- 情報銀行が医療データを取扱う際の、法務面・システム面・ユーザー面(利便性や意識)・ビジネスモデル面等の要件を整理
- 様々な医療機関等から提供 される医療データを情報銀行 (PDS)に蓄積し、個人の意 思で、医師や薬剤師と共有
- 蓄積した個人の医療情報を、 情報信託機能を用いて、データ利活用事業者に提供することで、個人に便益を提供する モデルの検討

総務省公表資料

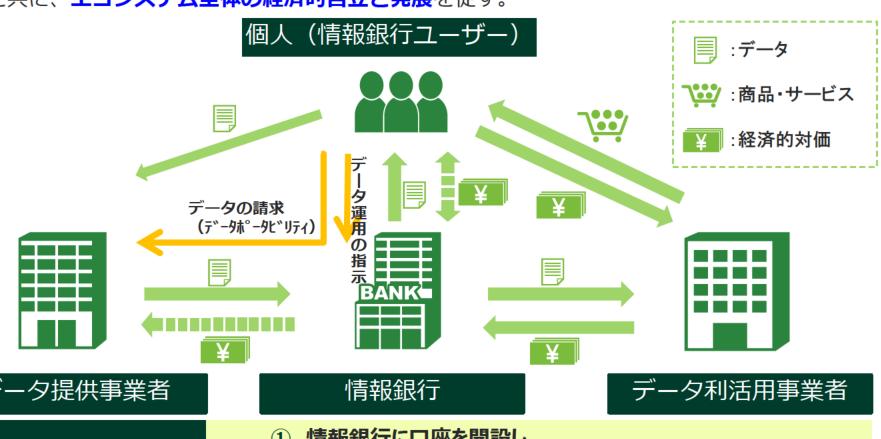
#### 4. 情報銀行の普及・展開へ向けた取組み

- 今回の実証事業で扱う医療データは、パーソナルデータの中でも特にセンシティブで、預ける先を選ぶものであり、且つ経済的価値も高い。
- ここで得た医療データと**情報銀行としての信任**を基に、データ利活用のレベルを高める(下図の下方向への発展)と同時に、預かるデータの範囲を広げていく(下図の横方向への展開)。
- この為に、**真に個人の為になるサービスやアイデアを持ったデータ利活用事業者**の募集・支援・ 育成に努める。



### 5. SMBCが目指す情報銀行の姿

●「データは、個人がその成果を享受し、個人の豊かな生活実現のために使うこと」という理念を 実現する為に、情報銀行は個人の代理人(若しくは受託者)として、データの管理・運用に努め ると共に、**エコシステム全体の経済的自立と発展**を促す。



ユーザーから見た、 情報銀行のコンセプト

- 情報銀行に口座を開設し、
- ② データ提供事業者にかかる必要な情報を登録するだけで、
- 自分のパーソナルデータが安全に運用されて、
- 様々な便益が提供され、利益実感が得られる。